

(平成29年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 1 号

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年3月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 帯 包 文 雄

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則

習志野市議会会議規則（昭和５７年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第７０条に次の１項を加える。

- ３ 第１項及び第７６条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立又は挙手させることに代えて、その者に採決の結果を表示するシステムの賛成ボタンを押させることによつて表決をとることができる。

附 則

この規則は、平成２９年５月１日から施行する。

提案理由

本案は、新議場において採決の結果を表示するシステムを導入することに伴い、所要の改正を行うものである。

(平成29年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 2 号

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	清水晴一
賛成者	習志野市議会議員	荒木和幸
〃	〃	田中真太郎
〃	〃	関桂次
〃	〃	中央重則

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3,000者、違反工事件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみで、廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、下記のとおり建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求めるものである。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 3 号

海洋ごみの処理推進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	清水晴一
賛成者	習志野市議会議員	荒木和幸
〃	〃	田中真太郎
〃	〃	関桂次
〃	〃	中央重則

海洋ごみの処理推進を求める意見書

昨年、全国各地を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は、甚大な被害をもたらした。中でも、氾濫した河川から流れ出た流木は、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理に長期間を要する事態が発生した。

以前には、海岸保全区域外での漂着物対策に「地域グリーンニューディール基金」を利用できたが、現在は「海岸漂着物等地域対策推進事業」だけで、しかもこの事業は災害対応を想定したものとはなっていない。

海洋ごみは災害関連のものだけではない。平成27年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識された。平成28年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとっては自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にある。特に、海洋ごみの約7割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているごみ処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題である。

よって、本市議会は政府に対し、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制及び削減に向けて下記の事項に取り組むよう強く求めるものである。

記

- 1 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川管理者の厳しい財政状況を考慮して国による新たな発生源対策を進めること。
 - 2 地域グリーンニューディール基金のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。
 - 3 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 4 号

無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	布施孝一
賛成者	習志野市議会議員	荒木和幸
〃	〃	田中真太郎
〃	〃	関桂次
〃	〃	中央重則

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっている。

平成26年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続の簡便性の面での課題が指摘されている。

政府は、防災の観点から、平成32年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけている。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献する。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項に取り組むよう強く求めるものである。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 5 号

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの支援策を
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

平成29年3月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

提出者	習志野市議会議員	荒 原 ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	央 重 則
〃	〃	谷 岡 隆

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの 支援策を求める意見書

内閣府が男女間における暴力に関する調査を行う中で、約350万人の女性が性被害を受け、被害者の約4割は未成年者が占める深刻な事態が明らかとなっている。ところが、こうした被害を受けながら、誰にも相談できなかった人が約7割もいる。被害者がちゅうちょせず訴えられるような相談体制や、被害者の心身回復のために、被害直後及び中・長期にわたる支援体制の整備が必要である。

内閣府は、「第2次犯罪被害者等基本計画」（平成23年閣議決定）を受け、平成24年に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成した。

その中で、ワンストップ支援センターを「性犯罪・性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り1カ所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするもの」と規定している。

また、国は、平成26年度から予算を計上し「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施し、新規開設・機能拡充に向けた取り組みを行っている。平成29年度予算の交付金は、新規で1億6,000万円が計上されている。

ワンストップ支援センターは、平成28年12月現在で34都道府県35カ所に設置されている。千葉県内ではNPOの運営によって、「千葉性暴力被害支援センターちさと」が千葉市にある病院内に開設されている。被害者に心と体のケアを提供する上で、ワンストップ支援センターが果たす役割は大きい。

よって、本市議会は千葉県に対し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの支援策を早急に講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、千葉県知事に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 6 号

森友学園への国有地格安売却疑惑の徹底究明を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	木村孝

森友学園への国有地格安売却疑惑の徹底究明を求める決議

財務省近畿財務局が学校法人「森友学園」（籠池泰典理事長）に大阪府豊中市内の国有地 8,770 平方メートルを私立小学校用地として格安で売却したことが大問題となっている。

この国有地の不動産鑑定評価額（更地価格）は 9 億 5,600 万円であったが、敷地の大半に当たる 5,190 平方メートルにごみが埋まっているとされ、ごみの処理費用 8 億 1,900 万円が値引きされ、1 億 3,400 万円で売却された。これは近隣地の 10 分の 1 の価格であり、適正価格でないと指摘されている。

国会審議では、森友学園と安倍晋三首相や首相夫人の関係性、値引きの理由とされていた埋設ごみの処理工事のあり方、近畿財務局幹部と工事関係者の会合、政治家の関与などを野党が追及しており、疑惑は深まるばかりである。

国有地は財務省の財産ではなく、国民の財産である。したがって、それを売却するときは、適正価格でないと国民は納得できない。売却価格が何らかの政治的圧力で引き下げられたと多くの国民が疑念を持っているにもかかわらず、安倍首相は反省の弁も述べず、何も問題ないと強弁し続けている。これでは内閣総理大臣としての資質が疑われる。

国有地売却にかかわる疑惑追及は与野党問わず政治家の責務である。

よって、本市議会は国会の場で、決裁文書など資料提出や、関係者の招致などにより、真相の徹底究明を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

習志野市議会

提案理由

本案は、国会の場で学校法人「森友学園」への国有地格安売却疑惑の徹底究明を行うことを強く求め、標記決議を行うものである。

(平成29年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 7 号

自衛隊習志野演習場・駐屯地を米軍に初使用させたことに抗議するとともに再度使用させないことを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	谷岡隆
〃	〃	荒原ちえみ
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

自衛隊習志野演習場・駐屯地を米軍に初使用させたことに抗議するとともに再度使用させないことを求める意見書

陸上自衛隊第1空挺団が平成29年1月8日に習志野演習場で実施した「降下訓練始め」の一般公開に米軍部隊が初参加した。参加した米軍部隊は沖縄県に駐留する第1特殊部隊群第1大隊・通称「グリーンベレー」で、9人が降下した。昨年12月21日の日米合同委員会で米軍からの「日米の連携強化をアピールしたい」との要請を受けて、習志野演習場の使用について「空挺降下の展示等のため陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の一部土地等を合衆国政府が使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである」として米軍が平成29年1月5日から9日まで両施設を使用することになった。

第1特殊部隊群は世界中のあらゆる地域に出動し、内戦への介入や破壊工作、特殊潜入及び偵察、テロへの対処などを任務としている最も戦闘的攻撃的な部隊で、米国本土のほかには日本の沖縄とドイツにしか常駐していない。

習志野駐屯地には陸上自衛隊第1空挺団のほか陸上自衛隊特殊作戦群が所在しており、今後も合同訓練が行われれば危険な任務を実行する日米部隊の連携強化が進むことになる。

米軍はイラク戦争を初め、武力で他国を攻撃し多くの市民を犠牲にしてきた。それがテロの拡散を招いている。過去に例のない米軍の習志野演習場・駐屯地での連携が強化されれば、日本国民及び習志野演習場・駐屯地周辺住民の安全を著しく脅かすことになり断じて認められない。

さらに、米軍という正規の軍隊が訓練に参加することは日本国憲法第9条を踏みにじる行為であり許されるものではない。

よって、本市議会は政府に対し、習志野市の掲げる核兵器廃絶平和都市宣言の理念に基づいて、自衛隊習志野演習場・駐屯地を米軍に初使用させたことに強く抗議するとともに、再度使用させないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。